

[事案 2019-60] 新契約無効等請求

・令和元年 10 月 29 日 裁定打切り

※本事案の申立人は、[事案 2019-59] の家族である。

<事案の概要>

契約者および被保険者の同意がない契約であること等を理由として、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 14 年 1 月に契約し平成 29 年 5 月に解約した定期保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料および遅延損害金を支払ってほしい。

- (1) 本契約の告知書および名義変更訂正承認請求書の署名は、保険会社の担当者によるものであり、契約者の同意がない契約である。また、自分は被保険者でもあり、被保険者同意もないことになる。
- (2) 自分は、契約者名義変更当時、募集を行った募集代理店の役員であり、本契約は構成員契約として禁止されている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 仮に募集上の不備があったとしても、その後契約者変更等がなされていることや、解約返戻金が新契約者の口座に支払われていること、申立人名義の口座から 10 年以上に渡って保険料が支払われていること等から、本契約について追認がなされている。
- (2) 本契約の募集は、申立人配偶者が代表者である募集代理店が行ったものである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および申立人配偶者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、仮に構成員契約の引受けに関する禁止規定に反していたとしても、それによりただちに契約が無効となるものではないが、本契約が有効に成立したか否か、および、保険会社に保険料の返還義務があるか否かを判断するためには、申込みおよび告知に関する経緯、申込手続きを行った者の代理権の有無、保険料引去口座の取引の履歴、銀行口座の管理状況等の事情を明らかにしなければならない。これらの事情を明らかにするためには、契約手続に関わった人物に対する証人尋問、銀行等に対する資料提出要請等が必要となるところ、当審査会はこのような手続きを持たず、この点について明らかにすることは困難であるため、裁定手続を打ち切ることとした。